

## 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金取扱要領

この要領は、2019（平成31）年度大阪府中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第21条に基づき、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の取扱いについて必要な事項を以下のとおり定める。

（融資対象等）

第1条 要綱第6条に規定する融資対象等は次のとおりとする。

資金名	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金		
融資対象	(1) 府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少しているもの		
	(2) 府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、 <u>中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行ったもの</u>		
	(3) 府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、 <u>中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行ったもの</u>		
資金用途	運転資金・設備資金		
融 資 条 件	融資限度額	2億円(ただし、無担保は8,000万円) ※ 融資対象(1)と、(2)及び(3)はそれぞれ別に限度額を有する。	
	期 間	7年以内	
	利 率	1.2%(固定)	
	返済方法	毎月元金均等分割返済	
		据置期間1年以内	
	信用保証料	融資対象(1)に該当する場合：保証協会所定 (2)に該当する場合：年0.9% (3)に該当する場合：年0.8%	
連帯保証人	申込区分	連帯保証人	
	個人	原則として、連帯保証人を徴求しないものとする。 ただし、必要に応じて次に掲げる者は徴求するものとする。 ①実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人 ②申込人と共に当該事業に従事する配偶者 ③本人に健康上の理由がある場合の事業承継予定者 など	
	株式会社 特例有限会社 合名会社 合資会社 合同会社 医療法人 工業法人 特定非営利活動法人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとする。 ただし、必要に応じて次に掲げる者は徴求するものとする。 ①実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人 ②申込人と共に当該事業に従事する配偶者 ③法人代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者 など	
組合	原則として、代表理事以外の連帯保証人を徴求しないものとする。 ただし、必要に応じて次に掲げる者は徴求するものとする。 ①個々の組合の実情に応じ代表理事以外の他の理事が連帯保証人として必要と判断される場合		
担 保	担保を提供するときは、大阪信用保証協会の定める不動産又は有価証券等		
受付機関	取扱金融機関		

(融資の申込の添付書類)

第2条 要綱第9条第1項に規定する融資の申込の添付書類は次のとおりとする。

融資申込添付書類		必要数
(1) 印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの)	申込者	1
	連帯保証人・担保提供者	1
(2) 保証人等明細		1
(3) 申込人(企業)概要		1
(4) 資産・負債及び収入・支出(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)		1
(5) 申込者の納税証明書等(注①)		1
(6) 法人の場合	法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
(7) 法人の場合(注②)	決算書及び附属明細書(写) 決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) 税務署受付印または受信通知(写)のある 確定申告書(別表の主要なもの の写) 申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
(8) 個人の場合(注②)	税務署受付印または受信通知(写)のある 確定申告書(写) 申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2
(9) 担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)		1
(10) 担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書		1
(11) 信用保証委託契約書		1
(12) 「保証協会団信」加入意思確認書		1
(13) 同意書 ・個人情報の取扱いに関する同意書(協会用) 当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要 ・個人情報の提供に関する同意書(金融機関用) 当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要		各1
(14) 見積書(写)等(設備資金のみ)		1
(15) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人(法人にあっては代表者)の住民票抄本(前住所が確認できるもの)(発行後3か月以内のもの)(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)		1
(16) 申込人(法人にあっては代表者)および連帯保証人が外国人の場合、在留資格が確認できる住民票抄本(発行後3か月以内のもの) ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。		1
(17) 風俗営業又は特定遊興飲食店営業を行っていないことの宣誓書(飲食店業者のみ)		1
(18) 同一人であることの念書(申込者が本名以外の通称を使用している場合のみ)		1
(19) 従業員数確認書類 1. 大阪府中小企業者向け融資制度の申込時に従業員数が次の(1)～(4)のいずれかに該当するものについては、下記2の確認書類(写)の添付を必要とする。 (1) 小売業を主たる事業とする会社において、資本金が5,000万円を超えているものであって、かつ、従業員数が、45人を超えているもの。 (2) サービス業を主たる事業とする会社において、資本金が5,000万円を超えているものであって、かつ、従業員数が、90人を超えているもの。 (3) 卸売業を主たる事業とする会社において、資本金が1億円を超えているものであって、かつ、従業員数が、90人を超えているもの。 (4) 小売業、サービス業または卸売業以外の事業を主たる事業とする会社において、資本金が3億円を超えているものであって、かつ、従業員数が、270人を超えているもの。 2. 確認書類 原則として次の(1)(2)のうちのいずれかの書類とするが、(3)～(6)のうちのいずれか1通でも取扱い可能。 (1) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写) (2) 日本年金機構等公的機関による証明書 (3) 賃金台帳(写) (4) 法人の事業概況説明書(写)[法人税申告書に添付する書類] (5) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表(写) (6) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)		1
(20) 融資対象(1) 要件確認書類(所定の様式によること) 融資対象(2) 市町村長の発行する認定書 融資対象(3) 市町村長の発行する認定書、要件確認書類(所定の様式によること)		各1

(21) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(特定非営利活動法人のみ)(注③)	1
(23) その他必要と認められる書類	

(注①) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要とする。

(注②) 税務署受付印または受信通知(写)のある確定申告書の添付ができない場合は、保証協会の判断により取扱いできるものとする。

(注③) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類。

- (1) 事業報告書
- (2) 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録  
ただし、決算を2期以上している場合は直近2期分
- (3) 年間役員名簿
- (4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

申込者の納税証明書等
<p>○事業税(注-1) ○所得税(その1又はその3) ○法人税(その1又はその3) ○府・市町村民税(注-2) ○法人府民税 ○法人市町村民税</p> <p>のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。 なお、前記のいずれの証明書についても、発行時期が未到来のため添付できない場合は次のいずれか1通。 ・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類 新規担保提供での申込の場合は、担保提供者に係る次のいずれか1通。 ○所得税(その3)      ○消費税(その3)</p> <p>(注-1)      事業税の納税証明書で「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取り扱わない。 (注-2)      当該事業に係る税額が発生していない場合に限り、当該事業に係る課税証明でこれに代えることができる。</p>

(取扱期間)

第3条 本融資の取扱期間は、令和2年2月17日から令和2年3月31日までとする。但し、第1条の表の融資対象(2)及び(3)に係るものについては、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の実施に関する告示に基づく適用日から令和2年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和2年2月26日から施行する。